

春日部市商工振興センター条例及び春日部市立体育施設条例の一部を改正する条例

(春日部市商工振興センター条例の一部改正)

第1条 春日部市商工振興センター条例（平成17年条例第129号）の一部を次のように改正する。

(1) 次の表中、改正前の欄の下線が引かれた字句をそれに対応する改正後の欄の下線が引かれた字句に改める。

改正後	改正前
(職員) 第4条 センターに <u>必要な職員を置くことができる。</u>	(職員) 第4条 センターに <u>所長その他必要な職員を置く。</u>

(春日部市立体育施設条例の一部改正)

第2条 春日部市立体育施設条例（平成17年条例第190号）の一部を次のように改正する。

(1) 次の表中、改正前の欄の下線が引かれた字句をそれに対応する改正後の欄の下線が引かれた字句に改める。

改正後	改正前
(職員) 第5条 体育施設に <u>必要な職員を置くことができる。</u>	(職員) 第5条 体育施設に <u>館長その他必要な職員を置く。</u>

附 則

この条例中第1条の改正部分は公布の日から、第2条の改正部分は平成20年4月1日から施行する。